

契 約 書【案】

1. 件 名 便器用洗浄除菌装置等の賃貸借及び保守業務

2. 契約金額 金 円 (うち消費税額等 円)
分担額表のとおり

3. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所 別紙のとおり

5. 契約保証金 免除

支出負担行為担当官 中部運輸局長 中村 広樹（以下「甲」という。）と独立行政法人自動車技術総合機構 中部検査部長 大川 英久（以下「乙」という。）（以下「甲」「乙」を総称して「甲等」という。）と
（以下「丙」という。）
とは、次の条項のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、本契約書及び仕様書に従い、丙が自己所有の便器用洗浄殺菌装置等（以下「物件」という。）を甲等の使用に供し、又、保守を行い、甲等はこれに対して賃貸借及び保守料金を丙に支払うことを目的とする。

（物件の設置場所・種類及び数量）

第2条 物件の設置場所・種類及び数量等は仕様書のとおりとする。

（賃貸借及び保守料金の請求）

第3条 丙は、分担額表に定める月額の料金を暦年の四半期に取りまとめ、甲、乙それぞれに請求するものとする。

（賃貸借及び保守料金の支払）

第4条 甲等は、丙から前条による適法な請求書を受理したときは、その日より30日以内に支払わなければならない。

2 甲等は、自己の責に帰すべき事由により料金の支払いが遅延した場合は、丙に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、年利2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払う。

3 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満である場合は、その金額を、又はその額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 支払い遅延が天災その他やむを得ない理由には前項の規定は適用しないものとする。

（物件の管理）

第5条 丙は、本契約書及び仕様書に基づいて物件の保守管理を行うものとする。

（履行にかかる費用）

第6条 契約内容の実行に要する一切の費用は、すべて丙の負担とする。

（物件の撤去）

第7条 本契約が終了したときは、丙は遅滞なく物件を撤去する。

2 契約期間満了により本契約が終了した場合は、物件の撤去にかかる費用は、すべて丙の負

担とする。

ただし、甲等の事由により本契約が中途終了した場合は、この限りでない。

(検査)

第8条 丙は、物件の設置、保守管理の作業終了後、甲等が別途任命する検査職員により仕様に基づく検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第9条 丙は、この契約の履行により知り得た、甲等の業務上の秘密及び情報を第三者に漏らしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第10条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲及び乙の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は丙が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ③ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、丙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ④ この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
2. 丙が前項の違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲及び乙に支払わなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第11条 丙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2. 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3. 丙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。

4. 丙は、第3項の申請をする際に併せて、再委託の相手方及び再委託の相手方がさらに再委

託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとする時も同様とする。

5. 第3項及び第4項の規定は、丙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
6. 第3項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
7. 丙は第4項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（契約の解除）

第12条 甲等は、次の各号の一に該当したときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 契約の遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、以降も本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。
 - ② 財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、税の滞納処分等をうけたとき。
 - ③ 破産、民事再生、会社更生の申立があったとき。
 - ④ その他、丙の責に帰すべき事由の発生により本契約を継続しがたいとき。
 - ⑤ 丙（丙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - ト 丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲等が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかつたとき
- 2 前項の場合において、丙は違約金として解約部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を甲等に支払わなければならない。ただし、その金額が1円未満であるとき及び丙の責に帰さない事由があるときは、この限りでない。

（その他）

第13条 本契約に関し、以上の各条項に疑義が生じたとき、または各条項に定めない事項については、甲等と丙協議のうえ決定する。

この契約の締結の証として本書3通を作成し、甲等と丙記名捺印のうえ各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲　名古屋市中区三の丸2丁目2-1
支出負担行為担当官
中部運輸局長　中村　広樹

乙　名古屋市中川区北江町1丁目1-2
独立行政法人自動車技術総合機構
中部検査部長　大川　英久

丙

分担額表

| 支局・事務所 | 月額(税込) | 月額(うち消費税) | 甲分担額(税込) | 甲分担額(うち消費税) | 乙分担額(税込) | 乙分担額(うち消費税) |
|---------------|--------|-----------|----------|-------------|----------|-------------|
| 愛知運輸支局 | | | | | | |
| 西三河自動車検査登録事務所 | | | | | | |
| 小牧自動車検査登録事務所 | | | | | | |
| 豊橋自動車検査登録事務所 | | | | | | |
| 静岡運輸支局 | | | | | | |
| 沼津自動車検査登録事務所 | | | | | | |
| 浜松自動車検査登録事務所 | | | | | | |
| 岐阜運輸支局 | | | | | | |
| 飛騨自動車検査登録事務所 | | | | | | |
| 三重運輸支局 | | | | | | |
| 四日市自動車検査場 | | | | | | |
| 福井運輸支局 | | | | | | |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |